

「JPCYBER S3 Drive」のご使用前に必ずお読みください。

下記の使用許諾契約は、お客様（個人または法人を問いません）と株式会社 JP サイバー（以下、JP サイバー）との間に締結される法的な契約書です。

JP サイバーは、お客様が本使用許諾契約の内容に同意される場合に限り、本使用許諾契約の対象となるソフトウェアを使用することを許諾します。本ソフトウェアのインストールにおいて、本契約書に「同意する」を選択（クリック）し、インストールが完了した時点で、お客様は本使用許諾契約を順守することに同意し、使用許諾契約が成立したものとします。また、お客様が本ソフトウェアを組織としてご利用いただく場合、当該組織の代表として本契約に同意するものとみなします。お客様が本使用許諾契約の内容に同意されない場合、JP サイバーは、本使用許諾契約の対象となるソフトウェアを使用することを許可いたしません。その場合には、インストール時において本契約書に「同意しない」を選択（クリック）してください。本使用許諾契約に同意のうえ購入された製品の返品・返却は一切できませんのでご注意ください。

使用許諾契約書

第 1 条 使用权の許諾

JP サイバーは、本契約記載の条件に従い、「JPCYBER S3 Drive」（以下、本ソフトウェア）に関し、お客様が自己所有するコンピュータ（お客様が自己使用するリース物件またはレンタル物件を含む）、または仮想マシンにおける以下の非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不可能な権利をお客様に対して許諾します。

1. 1 台のコンピュータ、または 1 つの仮想マシンを特定し、その上で本ソフトウェアを使用する権利。
2. 前項で特定した 1 台のコンピュータ、または 1 つの仮想マシン上で本ソフトウェアを使用したサービスを第三者に提供する権利。

第 2 条 著作権等

1. 本ソフトウェアに関する著作権、特許、商標権、ノウハウおよびその他のすべての知的所有権は JP サイバーに独占的に帰属します。
2. お客様は、JP サイバーの事前の承諾を得ることなく、本ソフトウェアおよび本ソフトウェアのライセンスキー（以下、「ライセンスキー」）を第三者へ賃貸、貸与、販売または譲渡できないものとし、かつ、本ソフトウェアおよびライセンスキーに担保権を設定することはできないものとします。
3. お客様は、本ソフトウェアを、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルの対象にしない、それを試みない、他者のそうした試みをサポートしないことに同意するものとします。お客様の改造に起因して本ソフトウェアに何らかの障害が生じた場合、JP サイバーは当該損害に関して一切の責任を負いません。
4. お客様は、JP サイバーの文書による同意なしに、本ソフトウェアを複製すること（本ソフトウェアを含むアーカイブの作成、ネットワークへの送信などを含む）はできません。

第3条 保証および責任の限定

1. JP サイバーは、本ソフトウェアまたは第4条に定義されるサポートサービスに関して一切の保証を行いません。また、JP サイバーは、本ソフトウェアの機能またはサポートサービスがお客様の特定の目的に適合することを保証するものではなく、本ソフトウェアの物理的な紛失、盗難、事故および誤用等に起因するお客様の損害につき一切の補償をいたしません。
2. お客様が期待する成果を得るためのソフトウェアプログラム（本ソフトウェアを含むがこれに限られない）の選択、導入、使用および使用結果につきましては、お客様の責任とさせていただきます。本ソフトウェアの使用、サポートサービスならびに第4条2項および3項によりサポートサービスの提供を受けられないことに起因してお客様またはその他の第三者に生じた結果的損害、付随的損害および逸失利益に関して JP サイバーは一切の責任を負いません。
3. 本契約のもとで、理由の如何を問わず JP サイバーがお客様またはその他の第三者に対して負担する責任の総額は、本契約のもとでお客様が実際に支払われた対価の100%を上限とします。

第4条 サポートサービス

1. JP サイバーは、お客様のライセンスが有効である期間中に、電子メールによるサポートサービスを提供いたします。
2. サポートサービスの提供に関する JP サイバーの義務は、本条1項記載の内容に関する合理的な努力を行うことに限られるものとします。また、JP サイバーは、以下のいずれかに該当するお客様に対してサポートサービスを提供する義務を負わないものとします。
 - (a) ライセンスの有効期間にないお客様
 - (b) 本ソフトウェアを、日本語以外の言語に対応するオペレーティングシステムとともに使用しているお客様
 - (c) 本ソフトウェアに関する内容でない質問のあるお客様
3. JP サイバーは、以下の場合、お客様へ事前の通知を行うことなくサポートサービスの提供を停止できるものとします。
 - (a) システムの緊急保守を行うとき
 - (b) 火災、停電等の不可抗力および第三者による妨害等により、システムの運用が困難になったとき
 - (c) 天災またはこれに類する事由により、システムの運用ができなくなったとき
 - (d) 上記以外の緊急事態により、JP サイバーがシステムを停止する必要があると判断するとき
4. 前各項にかかわらず、JP サイバーは、同社がサポートを終了した本ソフトウェアについては、お客様に対するサポートサービスを提供する義務を負わないものとします。

第5条 輸出管理

お客様は、いかなる方法によっても本ソフトウェアおよびその複製物を、直接、間接を問わず、お客様が本ソフトウェアを入手した国以外へ輸出する場合には、外国為替および外国貿易法その他の輸出関連法令

(米国輸出管理法その他の外国の輸出入関連法令が適用される場合は、それらの法令を含む)を遵守するものとします。

第6条 契約の解除

1. お客様が本契約に違反した場合、JP サイバーは本契約を解除することができます。この場合、お客様は、本ソフトウェアおよびライセンスキーを一切使用することができません。
2. お客様は、本ソフトウェア、ライセンスキーおよびそのすべての複製物を破棄することにより本契約を終了させることができます。この場合、本契約のもとでお客様が支払われた一切の対価は返還いたしません。
3. 本契約が終了するかまたは解除された場合、お客様は、本ソフトウェア、ライセンスキーおよびそのすべての複製物を JP サイバーへ返却するかまたは破棄するものとします。

第7条 守秘義務

1. お客様は、(a) 本契約記載の内容、および、(b) 本契約に関連して知り得た情報（本ソフトウェアのライセンスキー、サポートサービスに関連する電話番号、メールアドレス、URL、ID、パスワードならびにサポートサービスの一環としてコンピュータネットワークを介して提供される情報内容を含む）につき、JP サイバーの書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩しないものとし、かつ、本契約における義務の履行または権利の行使に必要な場合を除き方法を問わず利用しないものとします。法律による定め等正当なる事由に基づき開示する場合はこの限りではありませんが、その場合には JP サイバーに対して速やかに事前の通知を行うものとします。
2. 前項にかかわらず、下記各号に定める事項については前項の適用を受けないものとします。
 - (1) 開示を受けた時に既に適法に公知である情報
 - (2) 開示を受けた後、自己の責によらず適法に公知となった情報
 - (3) 開示を受ける前から、自己が適法に保有している情報
 - (4) 第三者から、守秘義務を負わず適法に入手した情報
 - (5) JP サイバーの機密情報を使用または参照することなく独自に開発した情報
3. 前各項の規定は、本契約が解除、期間満了またはその他の事由によって終了したときであってもなおその効力を有するものとします。

第8条 一般条項

1. JP サイバーからお客様へ通知、郵送およびその他のコンタクトを行う場合（サポートサービス提供の場合を含むが、これに限られない）、当該通知、郵送およびコンタクト等の宛先は日本国内に限定されるものとします。
2. 本契約は、本ソフトウェアの使用許諾に関し、特段の特約がない限り本契約の締結以前にお客様と JP サイバーとの間になされたすべての取り決めに優先して適用されます。なお、JP サイバーは、お客様へ事前の通知を行うことなく本契約の内容、サポートサービスの内容およびその他の告知内容を変更できるも

のとし、当該変更がなされた場合、従前の本契約の内容、サポートサービスの内容および告知内容は無効となり、最新の本契約の内容、サポートサービスの内容および告知内容が適用されるものとします。

3. 本契約は、日本国法に準拠するものとします。本契約に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所が第一審としての専属的管轄権を有するものとします。

株式会社 JP サイバー